

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
上天草市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
熊本県上天草市長

公表日
令和7年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	上天草市では児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 子育て支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	他の機関での過去の漏えい等事案を踏まえた、再発防止策を実施しているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和2年8月19日	Ⅱしき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点		
令和2年8月19日	Ⅱしき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点		
令和6年4月1日	1-Ⅴ 5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部 福祉課	健康福祉部 子育て支援課		
令和6年4月1日	1-Ⅴ 5. 評価実施機関における担当部署①所属長の役職名	福祉課長	子育て支援課長		
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所 総務部 総務課		
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 福祉課	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 子育て支援課		
令和6年4月1日	Ⅱしき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年4月1日	Ⅱしき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和7年7月1日	評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務(児童手当) 基礎項目評価書	児童手当に関する事務 基礎項目評価書		
令和7年7月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	上天草市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務(児童手当)における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	上天草市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。		
令和7年7月1日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務(児童手当)	児童手当に関する事務		
令和7年7月1日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー		
令和7年7月1日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 56号「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法別表81の項		
令和7年7月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条 別表第二 74号・75号	(情報提供)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 (情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項		
令和7年7月1日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年7月1日時点		
令和7年7月1日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年7月1日時点		
令和7年7月1日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和7年7月1日	Ⅳ リスク対策 9.監査	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和7年7月1日	Ⅳ リスク対策 10.従業員に対する教育・啓発	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和7年7月1日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による